

第12 屋外貯蔵所（危政令第16条）

1 技術基準の適用

屋外貯蔵所は、貯蔵する危険物の種類、貯蔵形態に応じ、技術上の基準の適用が法令上、次のように区分される。

第12-1表 各種屋外貯蔵所に適用される基準

区 分		危 政 令	危 省 令
容器に収納して貯蔵するもの		16Ⅰ	
	高引火点危険物	16Ⅰ+Ⅲ	24の12
	第二類の危険物のうち引火性固体（引火点が21℃未満のものに限る。）又は第四類の危険物のうち第1石油類若しくはアルコール類を貯蔵するもの	16Ⅳ	24の13
塊状の硫黄等を容器に収納しないで貯蔵するもの		16Ⅱ	

注 算用数字は条、ローマ字は項を表している。

- (1) 屋外貯蔵所は、貯蔵場所及び付属工作物並びに保有空地を規制の範囲とする。
- (2) 屋根を設ける場合は、建築物内に危険物を貯蔵することとなり、屋内貯蔵所の基準の適用を受けることになるため、屋外貯蔵所としては認められない。（昭51.11.24 消防令第100号質疑）

2 位置、構造及び設備の基準

- (1) 危険物を容器に収納して貯蔵する屋外貯蔵所（危政令第16条第1項）

① 保安距離

第4「製造所」4(1)の例（⑥を除く。）によること。

② 地盤面

ア 危政令第16条第1項第2号に規定する「湿潤でなく、かつ、排水のよい場所」とは、容器の腐食を防止するため、地盤面の高さを周囲の地盤面より高くするとともに、コンクリート舗装を行うか、又は土砂若しくは碎石等で固める等の措置を講じた場所をいうものであること。

イ 地盤面をコンクリート等で舗装したものにあっては、排水溝及びためます若しくは油分離装置を設けるよう指導する。

③ 保有空地

第4「製造所」4(2)の例（⑥及び⑦を除く。）によること。

④ 標識、掲示板

第4「製造所」4(3)の例によること。

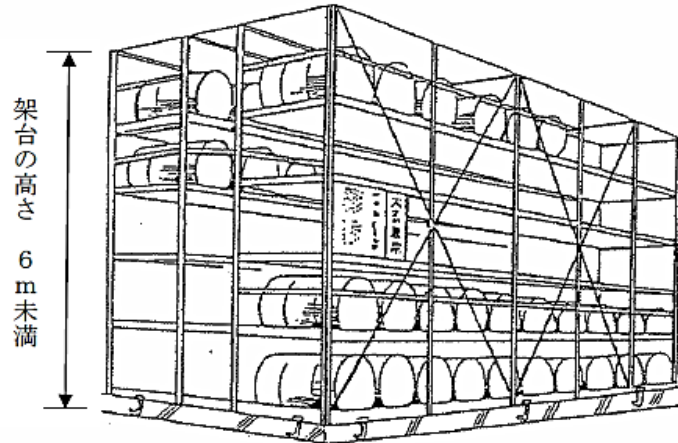
⑤ 容器の積み重ね高さ及び架台の構造

第12 屋外貯蔵所

ア 容器の積み重ね高さとは、最下段の容器の底面から最上段の容器の上面までの高さをいう。（平元. 12. 21 消防危第114号質疑）

イ 危省令第24条の10第1項第3号に規定する「架台の高さ」は、地盤面から架台の最上段までの高さとする。こと。（第12-1図参照）

ウ 架台の構造は、第6「屋内貯蔵所」3(1)⑩の例によること。



第12-1図 架台の高さ

(2) 塊状の硫黄等のみの屋外貯蔵所（危政令第16条第2項）

危政令第16条第1項第3号の適用については、原則として囲いは同号の「さく等」に含まれるものではないが、囲いの相互間のうち硫黄等を貯蔵し、又は取り扱う場所の外縁部分にさく等を設ければ足りるものであること。（昭54. 7. 30 消防危第80号通知）

(3) 高引火点危険物の屋外貯蔵所

高引火点危険物のみを貯蔵する屋外貯蔵所は、危政令第16条第1項の基準又は危政第16条第3項に規定する基準のいずれかを選択してもよいものであること。（平元. 3. 1 消防危第14号通知）

(4) みなし屋外貯蔵所

危政令附則第9条第6項第1号（昭63. 12. 27 政令第358号）に規定する「みなし屋外貯蔵所」に設ける散水設備は、水道栓等を含むものであること。

(5) 引火性固体（引火点が21℃未満のものに限る。）第1石油類又はアルコール類を貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所

① 危省令第24条の13第1号に規定する「当該危険物を適温に保つための散水設備等」には、屋外貯蔵所の付近に水道栓等を配置して、施設全域に散水できるものが該当すること。

なお、気温が30℃に達する場合には、散水等により適切に冷却できる管理体制を確保すること。

② 危省令第24条の13第2号に規定する油分離装置を油分離槽とする場合の槽数は、4連式を指導すること。（運用事項）

(6) タンクコンテナによる危険物の貯蔵（平10. 3. 21 消防危第36号通知）

① 基本事項

第6「屋内貯蔵所」3(3)①の例によること。

② 位置、構造及び設備の基準

危険物（消防法別表に掲げる第二類危険物のうち硫黄、硫黄のみを含有するもの若しくは引火性固体（引火点が21℃以上のものに限る。）又は第四類の危険物のうち第2石油類、第3石油類、第4石油類若しくは動植物油類）をタンクコンテナに収納して屋外貯蔵所に貯蔵する場合の当該屋外貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準、消火設備の技術上の基準並びに警報設備の技術上の基準は、危政令第16条（第1項第4号及び第2項を除く。）、第20条及び第21条の規定の例によること。ただし、危政令第16条第1項第3号のさく等の周囲に保有することとされる空地については、次に掲げる貯蔵形態に応じ、各表に定める幅の空地とすることができるものであること。

ア 高引火点危険物のみを貯蔵する場合

次の表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表に定める幅の空地を保有すること。

区 分	空 地 の 幅
指定数量の倍数が 200 以下の屋外貯蔵所	3 m以上
指定数量の倍数が 200 を超える屋外貯蔵所	5 m以上

イ 前ア以外の場合

次の表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表に定める幅の空地を保有すること。

区 分	空 地 の 幅
指定数量の倍数が 50 以下の屋外貯蔵所	3 m以上
指定数量の倍数が 50 を超え 200 以下の屋外貯蔵所	6 m以上
指定数量の倍数が 200 を超える屋外貯蔵所	10m以上

ウ タンクコンテナに収納した危険物と容器に収納した危険物を同一の貯蔵所において貯蔵する場合は、タンクコンテナに収納した危険物の倍数に応じア若しくは前イの規定により必要とされる幅の空地又は容器に収納した危険物の倍数に応じ、危政令第16条第1項第4号若しくは危省令第24条の12第2項第2号の規定により必要とされる幅の空地のいずれか大なるものを保有すること。

なお、それぞれの貯蔵場所は、白線等により明確に区分するよう指導する。

③ 位置・構造及び設備の技術上の基準を超える特例（運用事項）

引火性固体（引火点が21℃未満のものに限る。）、第1石油類又はアルコール類をタンクコンテナに収納して屋外貯蔵所に貯蔵し、又は取り扱う場合においては、(5)の例によること。

第 12 屋外貯蔵所

- ④ 危険物をタンクコンテナに収納して屋外貯蔵所に貯蔵する場合の貯蔵及び取扱いの技術上の基準は、危政令第24条、第25条及び第26条第1項（第1号、第1号の2、第6号の2、第11号及び第11号の3に限る。）の規定の例によるほか、次によるものであること。

この場合、「容器」を「タンクコンテナ」と読み替えるものとする。

ア タンクコンテナ相互間には、漏れ等の点検ができる間隔を保つこと。

イ 第6「屋内貯蔵所」3(3)③ア㊤、㊦、㊧、㊨の例による。

- ⑤ トレーラーをアウトリガーにより固定した場合には、トレーラーにタンクコンテナを積載したままの状態での貯蔵することができる。